

(別添2)

参 加 要 領

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）に基づく預保納付金事業の担い手業務

平成 28 年 6 月

金融庁、財務省、預金保険機構

参 加 要 領

第1条 下記1の業務内容について、預保納付金事業の担い手募集に参加を希望する者は、参加申込書兼回答書兼提案書（以下「申込書」という。）等を提出すること。なお、提出期限に到達しない申込書等は無効とするので、郵送により提出する場合は送付時間等を十分考慮し余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。

第3条 「預保納付金事業の担い手に必要な要件」に掲載するもののほか、本要領の規定に違反する参加申込みは無効とする。

第4条 提出書類は、審査を行い採用の是非を決定するが、提出された申込書に関し、必要に応じて説明を求める場合がある。その旨の連絡を受けた者は、金融庁総務企画局企画課調査室の指定する日時及び場所において、これに応じること。また、採用の可否については、遅滞なく参加者に対して通知する。

第5条 協定の締結にあたっては、審査の結果、選定された申込書の全てを採用するものではない。

第6条 本要領及び仕様書を了知のうえ、参加申込みを行うこと。

記

1. 業務内容

件名：振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金事業の担い手業務

内容：（1）平成29年度以降

- ① 犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付
- ② 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成（相談員の育成費への助成を含む）
- ③ 犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収

（2）平成28年11月15日から平成29年3月31日

- ① 平成29年度に犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の給付を行うために必要な準備行為（奨学生の募集等）
- ② 平成29年度に犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成を行

うために必要な準備行為（助成対象とする団体の募集等）

- ③ 犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び債権の管理・回収
- ④ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成

ただし、（２）の①及び②の開始時期については、預金保険機構との協議により、平成 28 年 11 月 15 日以前とすることを妨げない。また、（２）の③及び④については、今後の状況によっては、今般選定する担い手の業務とならない場合がある。

2. 「参加申込書兼回答書兼提案書」提出場所・提出期限

提出場所：東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
14 階総務企画局企画課調査室

提出期限：2016 年（平成 28 年）7 月 21 日（木）17 時 30 分

3. 提出書類・部数

（１）提出書類

ア. 参加申込書兼回答書兼提案書

- ・紙媒体 原本 1 部、副本 2 部
- ・電子媒体（メール） 1 部

メールアドレスは紙媒体提出後担当者から通知する

イ. 誓約書

ウ. 見積書

見積書については、本業務を実施するにあたって、1 年間に通常発生し得る事務経費のうち、預保納付金からの支出を求めるものを見積額とすること。

なお、担い手業務に伴い発生する事務経費については、担い手として選定された後、その支出の可否等について預金保険機構と調整する必要があることに留意する。

（２）留意事項

ア. 採用の有無を問わず、審査終了後も提出された申込書は返却しないので留意すること。

イ. 申込書には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、担い手の選定及び協定締結の為にだけに使用し、各事業者の申込書は非公開とする。

4. その他

必要に応じて、提案書に関するプレゼンテーション（説明及び質疑応答）を実施する
場合がある。